

お知らせ
&ご案内
10月「法の日」週間10月1日
無料法律相談 開催

「法の日」週間行事の一環として、次のとおり無料法律相談が実施されますので、ご利用ください。

■日時 10月16日(月)
午前10時～午後3時

■場所

松山地方裁判所今治支部

■担当者 弁護士

■主催者

愛媛弁護士会今治支部

■その他 事前の予約は受付けておりません。相談の受け付けは、当日午前9時から行われます。

日本司法支援センター
「法テラス」開設

日本司法支援センター「法テラス」は、法的トラブルを解決するための情報やサービスを全国どこでも受けられるよう、全国に50か所以上の事務所を置き、10月より次の業

務を開始します。

法的トラブルを解決するのにどんな方法があるのかわからない、どこに相談すればいいのかわからない、といったときは、法テラスまでお気軽にお電話ください。

【情報提供】 法的トラブルの解決に役立つ情報の無料提供
【民事法律扶助】 資力の乏しい人のための無料相談や裁判費用などの立替え

【司法過疎対策】 弁護士がいけないなどの法律サービスを受けることが難しい地域での適切な料金での法律サービスの提供

【犯罪被害者支援】 被害者支援に詳しい弁護士や支援団体などに関する情報の無料提供
【国選弁護士関連業務】 国選弁護人を確保し、捜査から裁判まで一貫した国選弁護士体制の整備

■「法テラス」の問合せ先
(一般相談電話番号)

0570-078374

(ホームページ)

<http://www.houterasu.or.jp>

※10月2日から利用可能

■国税電子申告・

納税システム(e-tax)

をご利用ください

国税電子申告・納税システム

ム(e-tax)は、国税に関する各種手続(①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、②全税目の納税、③申請・届出等)が自宅やオフィスからインターネットを通じて行うことができ、税務署などに何度も出かける必要がなくなります。特に源泉所得税の毎月納付や消費税の毎月申告など、利用回数が多い手続きには便利です。また、e-taxの開始届出手続きはインターネットを利用してオンラインで行えます。

今後、e-taxをもっと便利にお使いいただけるよう、e-taxソフトのダウンロードによる提供を予定しています。詳細な実施時期については、e-taxホームページでご案内する予定です。

詳しくは、e-taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

■問合せ先

e-taxヘルプデスク

TEL 0570-015901

「e-tax」をご利用いただくための3つのステップ
【ステップ1】

開始届出書をe-taxホームページの開始届出書作成・提出コーナーから所轄の税務署に提出してください。

【ステップ2】

税務署から利用者識別番号等の通知書とe-taxソフトのCD-ROMが送付されます。

【ステップ3】

e-taxソフトのインストール、暗証番号の変更及び電子証明書等の登録をしていただきます。

今治法務局「知っ得情報」No.14

相続登記に必要な書類について

(問) 相続登記に必要な戸籍の範囲は?

(答) 相続登記には、被相続人(死亡した人)の出生当時から死亡に至るまでの戸籍(除籍)謄本と相続人の戸籍謄本が必要となります。

(解説) 戸籍を添付していた

だけ理由は、被相続人の法定相続人を確認するためです。

人が死亡すると、①子、②父母、③兄弟姉妹の順で相続人となり(配偶者はいずれの場合にも常に相続人となります)。

それぞれ法定相続分が異なります。ですから、相続登記をするには、子供の有無を確認する必要があります。

被相続人の子供が何人いるのかを確認するためには、被相続人の生まれた当時の戸籍から

ら死亡された当時の戸籍まで「順を追って切れ目なく」必要です。また、法定相続人(配偶者や子供など)の現在の戸籍も必要です。相続登記申請には他にも必要な書類がありますので、詳しくは法務局にお問合せください。

■問合せ先
松山地方法務局今治支局
TEL 089812210855

高齢者・障害のある人の
人権問題に関する
12時間電話相談 開設

■相談内容 高齢者・障害のある人の扶養、介護、独居、社会参加等、高齢者・障害のある人の人権問題に関するあらゆる相談(予約不要・無料・秘密厳守)

■日時 10月11日(水)

午前9時～午後9時

■電話番号

0120-0251550

(携帯電話からも可能)

■相談担当者

人権擁護委員、法務局職員

■主催 松山地方法務局、愛媛県人権擁護委員連合会

■問合せ先

松山地方法務局人権擁護課

TEL 08993210888

～ 特別遺族給付金の請求についてのお知らせ～

○特別遺族給付金の請求について

石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿救済法）が本年3月に施行されました。この法律では、石綿にさらされる業務により、中皮腫、肺がんなどの疾病にかかり、平成13年3月26日以前に死亡した労働者の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した方に対して特別遺族給付金を支給することとされています。

特別遺族給付金のうち特別遺族年金は、請求した翌月分から支給の対象となりますので、請求が遅くなると受給総額が減少することになります。また、特別遺族給付金は法施行日から3年を経過した平成21年3月27日以降はその請求ができなくなります。さらに、特別遺族給付金の支給決定に係る調査では、エックス線フィルムやカルテといった医学的資料に基づき石綿ばく露と当該疾病との因果関係を判断することがありますが、これら医学的資料は法令により保存期間が定められているため、期間を経過した場合は、医療機関に医学的資料が保管されていないことも想定されますので、早めに請求されることをお勧めします。

■労災保険給付の請求について

平成13年3月27日以降に死亡した労働者の遺族は、労災保険法に規定する遺族補償給付の対象となります。なお、遺族補償給付を受ける権利は、労働者が死亡した日の翌日から起算して5年で時効により消滅します。時効完成後は、石綿救済法の適用がないため、遺族補償給付の特別遺族給付金も受けられなくなりますので、心当たりのある方は早急に、下記お問合せ先までご相談ください。また、石綿ばく露を原因とする疾患に罹患して、現在療養している労働者の方は、労災保険法に基づく療養補償給付・休業補償給付の支給対象となります。

【問合せ先】愛媛労働局労災補償課 TEL 089-935-5206 今治労働基準監督署 TEL 0898-32-4560

法の日を迎えて ～裁判員制度により理解を深めてもらうために～

10月1日は、「法の日」です。

人々が幸せな生活を送るためには、個人の自由が保障されなければなりません。しかし、それは個人個人の言論や行動が無制限に許されるということではありません。なぜなら、個々人は同じように尊重されるべき自由を持っており、それぞれの自由が衝突することもあるからです。そのような場合に、法は、個人と個人との自由の調和を図って、安定した社会生活を送れるようにする役割を果たすこととなります。

また、法は、国に対し、法に従って権限を行使するように命じることによって、国による権限行使が適正な内容と手続の下で行われるようにし、国民の権利を守るという役割も果たしています。

「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるように設けられたものです。ぜひこれを機会に、法や裁判の問題を皆さん自身の問題として考えていただきたいと思えます。

さて、国民が刑事裁判手続に参加する裁判員制度が平成21年5月までに実施されることは皆さんもご存じだと思います。裁判所においても裁判員制度について様々な広報活動を行ってまいりましたが、その一つとして、国民の皆さんに裁判員の具体的な役割や評議の実態を理解していただき、安心して刑事裁判手続に参加していただけるように、裁判員裁判における評議の実像を中心に描いた広報用映画「評議」を作成しました。この映画のDVD及びビデオは、全国の地方裁判所の総務課で貸出していますので、ぜひご覧ください。

なお、裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、全国各地で講演会など各種の行事を実施します。この中では、裁判員制度に関する様々な催しも行われる予定です。

裁判員制度の詳細については、裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>) で、各地の裁判所での催しの案内については、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) で紹介していますので、ぜひアクセスしてください。

広報用映画「評議」のDVD及びビデオは、松山地裁総務課又は松山家裁総務課において貸し出しています。

(松山地裁総務課庶務係 TEL 089-941-4151 松山家裁総務課庶務係 TEL 089-945-5000)

松山地家裁ウェブサイトにもぜひアクセスしてください。(<http://www.courts.go.jp/matsuyama/>)

(裁判員制度キャッチフレーズ) 「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」

10月は「労働保険適用促進月間」です

労働者を1人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

厚生労働省では、10月を「労働保険適用促進月間」と定め、全国的に労働保険の加入促進に努めています。

労働保険についてのご相談・お問い合わせは
愛媛労働局労働保険徴収室（TEL 089-935-5202）
又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークにおたずねください。

自賠責保険・共済の有効期限は切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられています（自動車損害賠償保障法）。特に、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意を！

なお、自賠責制度の詳しい内容は、
<http://www.jibai.jp>でご覧になれます。

大事な契約や遺言などは公正証書に 10月1～7日は「公証週間」です

公証役場をご存知ですか。公証役場では、当事者の依頼により、金銭の貸借、不動産の売買・賃貸、損害賠償や慰謝料の支払いなど各種の契約書（公正証書）を作成しています。公正証書には、判決書を同様に、差押えや取立ての効力があります。遺言書も公証役場で作成しておく、家庭裁判所の検認という手続きを受けることなく効力が認められます。そのほか、会社の設立のための定款や私署証書の認証、確定日付の付与などの事務を行っています。

法律行為の確実を期すためには、公正証書を作成したり、認証を受けることをお勧めします。

公証役場では、いつでも公正証書に関する法律相談を行っており、相談は無料です。

■問い合わせ先 今治公証役場 〒794-0042 今治市旭町2-3-20 TEL 0898-23-2778

10月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(日)	小	3:36	260	18:13	295	10:35	111	—	—
2(月)	長	5:34	248	19:41	310	0:28	201	12:20	116
3(火)	若	7:26	265	20:41	331	2:08	177	13:54	100
4(水)	中	8:38	298	21:27	352	3:02	143	15:00	76
5(木)	中	9:31	336	22:07	368	3:43	108	15:52	55
6(金)	中	10:18	370	22:43	378	4:20	74	16:37	41
7(土)	大	11:01	395	23:18	381	4:56	46	17:18	37
8(日)	大	11:42	410	23:52	376	5:31	24	17:58	44
9(月)	大	—	—	12:24	412	6:06	12	18:38	60
10(火)	大	0:26	364	13:06	403	6:43	11	19:18	85
11(水)	中	1:00	346	13:51	382	7:21	20	20:00	116
12(木)	中	1:35	323	14:41	355	8:01	39	20:48	147
13(金)	中	2:13	295	15:42	326	8:47	65	21:48	176
14(土)	小	3:01	267	17:03	304	9:43	94	23:21	193
15(日)	小	4:18	241	18:40	297	11:04	119	—	—
16(月)	小	6:23	235	19:58	303	1:25	186	12:50	128
17(火)	長	7:59	251	20:51	313	2:38	162	14:15	121
18(水)	若	8:59	276	21:29	321	3:20	138	15:12	110
19(木)	中	9:42	300	21:59	326	3:52	115	15:54	102
20(金)	中	10:17	321	22:25	328	4:19	96	16:29	97
21(土)	中	10:48	337	22:48	329	4:43	79	16:59	96
22(日)	大	11:17	350	23:11	329	5:06	64	17:27	99
23(月)	大	11:46	359	23:34	327	5:29	51	17:55	105
24(火)	大	12:17	363	23:59	323	5:53	42	18:24	113
25(水)	大	—	—	12:51	361	6:21	36	18:56	125
26(木)	中	0:26	316	13:28	354	6:52	36	19:31	139
27(金)	中	0:58	305	14:12	341	7:28	44	20:14	154
28(土)	中	1:36	290	15:06	325	8:12	58	21:10	169
29(日)	小	2:26	272	16:16	311	9:07	77	22:26	177
30(月)	小	3:41	255	17:39	306	10:21	96	—	—
31(火)	長	5:30	252	18:56	312	0:00	169	11:54	104

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

上島の秋祭り

【弓削地区】

○上弓削区(久司浦・沢津・上弓削)

10月14日(土)～

15日(日)本祭～16日(月)

○引野・明神地区

10月7日(土)～8日(日)本祭

○下弓削区

10月13日(金)奉納相撲

10月14日(土)本祭～15日(日)

○土生地区(くんち祭り)

10月8日(日)前夜祭

～9日(月)本祭

○佐島地区

10月7日(土)～8日(日)本祭

【生名地区】

10月7日(土)～8日(日)本祭

【岩城地区】

10月7日(土)～8日(日)本祭

【魚島地区】

9月29日(金)～10月1日(日)

皆さんごぞって
参加しましょう！

